

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 一七
- 道路の区域を変更する件七件 一七
- 道路の供用を開始する件五件 一八
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一八
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 一八
- 福島県病院局 一八
- 随意契約の相手方を決定した件七件 一八
- 福島県教育委員会 一八
- 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則 一七
- 福島県選挙管理委員会 一七
- 政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつた件 一七
- 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 一七
- 正 誤 一七
- 平成二十五年三月二十二日付け号外第二十号中 一九〇
- 平成二十五年三月二十六日付け号外第二十二号中 一九〇

## 告 示

### 福島県告示第三百五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約

を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所  
橋本 勉 福島県郡山市緑町二十五番四号
- 二 契約の期間の始期  
平成二十五年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用の額及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

### 福島県告示第三百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 四五九号	二本松市上竹二丁目二 九六番三地先から 同 市上竹二丁目三 一〇番二地先まで	変更前	A 一三・〇 六四・五	A 一三・〇 六四・五	一三五・〇
		変更後	B 一一・〇 二七・〇	A 一三・〇 六四・五	一三五・〇

（道路計画課）

### 福島県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二九四号	岩瀬郡天栄村大字大里 字天房五〇番一地先か ら	変更前 変更後	一五・五〇 三四・〇〇	一五二・六 一五二・六
	同 郡同 村大字大里 字天房二二番地先まで	変更後	一五・五〇 三四・〇〇	一五二・六

(道路計画課)

**福島県告示第三百八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字中川 字荻附五九〇番一地先 から	変更前 変更後	一一・〇〇 一一・〇〇	一九一・九 一九一・九
	同 郡同 町大字中川 字上居平九六四番二地 先まで	変更後	一一・〇〇 一〇三・四	一九一・九

**福島県告示第三百九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	大沼郡金山町大字中川 字荻附五九〇番一地先 から	変更前 変更後	一一・〇〇 一一・〇〇	一九一・九 一九一・九
	同 郡同 町大字中川 字上居平九六四番二地 先まで	変更後	一一・〇〇 一〇三・四	一九一・九

(道路計画課)

**福島県告示第三百十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道湯野 上会津高 田線	大沼郡会津美里町東尾 岐字市野三四七一番地 先から	変更前 変更後	A 六・〇〇 一六・五	一五〇・〇
	同 郡同 町東尾	変更前	A 六・〇〇 一六・五	一五〇・〇

岐字水沢三三二六番地 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで
岐字仲田三二九五番二 地先から	同 郡同 町東尾 岐字馬場三七七七番地 先まで	同 郡同 町東尾 岐字水沢三三二六番地 先まで	同 郡同 町東尾 岐字水沢三三二六番地 先まで
岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで
岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで
岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで	岐字津美里町東尾 先まで

(道路計画課)

福島県告示第三百十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧  
に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡西会津町奥川大 字大綱木字幕ノ内二七	変更前 の変更後	一六・九 二五・一	五〇・二

〇四番二五地先から 同 郡同 町奥川大 字大綱木字幕ノ内二六 三八番一地先まで	変更後	一六・九 三一・九	五〇・二
--	-----	--------------	------

(道路計画課)

福島県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧  
に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	耶麻郡北塩原村大字北 山字堰林五五一五番一 地先から 同 郡同 村大字北 山字堰林五五一五番一 地先まで	変更前 の変更後	一二・五 三九・九 一四・八 四七・三	二二四・七 二二四・七 二二四・七

(道路計画課)

福島県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建  
設事務所で平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道岳温泉線	二本松市永田字長坂国有林一四林	平成二十五年四月二六日

班う二小班地先から 同 市永田字長坂国有林一四林 班う二小班地先まで
--

(道路計画課)

**福島県告示第三百十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	岩瀬郡天栄村大字大里字天房五〇番一地从先から 同 郡同 村大字大里字天房二二番地先まで	平成二五年四月二六日

(道路計画課)

**福島県告示第三百十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字中川字荻附五九〇番一地从先から 同 郡同 町大字中川字上居平九六四番二地先まで	平成二五年四月二六日

(道路計画課)

**福島県告示第三百十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道浜崎高野会津若松線	会津若松市高野町大字柳川字下高野七八番地先から 同 市高野町大字柳川字下高野七三番地先まで	平成二五年四月二六日

(道路計画課)

**福島県告示第三百十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十五年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	耶麻郡北塩原村大字大塩字屋敷三六八九番一地从先から 同 郡同 村大字大塩字屋敷三七四九番一地先まで	平成二五年四月二六日

(道路計画課)

**公 告**

**公告第百十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤雄平

公告第百十八号

土地改良区の名称	戸ノ口堰土地改良区
退任した役員	住所
役別 氏名	大竹 英彦
理事	河沼郡湯川村大字箕川字下本町甲一〇三番地
同	鈴木 正和
同	会津若松市高野町大字界沢字界沢一二番地
同	渡部 英雄
同	河沼郡湯川村大字清水田字扇田甲二九番地
同	鈴木 光男
同	会津若松市町北町大字始字下荒久田七〇番地
同	佐藤 鉄幸
同	市河東町八田字漆沢二八五番地一
同	渡部 隆
同	市河東町八田字八田野二二六番地
同	岩沢 廷近
同	市神指町東城戸五三番地
同	佐藤 敏厚
同	市一箕町大字亀賀字川西一四一番地
同	鈴木 欽一郎
同	市町北町大字藤室字藤至三一三番地
同	高橋 茂喜
同	市高野町大字木流字木流一六二番地
同	久保田 誠剛
同	市石堂町四番一九号
同	本田 武史
同	市一箕町大字八幡字墓料五七番地
同	吉田 憲司
同	市一箕町大字八幡字墓料六五番地
同	佐藤 邦雄
同	市高野町大字柳川字森台二五番地
同	高木 政日子
同	市町北町大字中沢字平沢二八番地
就任した役員	住所
役別 氏名	会津若松市河東町八田字漆沢二八五番地一
理事	佐藤 鉄幸
同	市一箕町大字亀賀字川西一四一番地
同	佐藤 敏厚
同	市河東町八田字八田野二二六番地
同	渡部 隆
同	市町北町大字始字下荒久田七〇番地
同	鈴木 光男
同	市高野町大字木流字木流一六二番地
同	高橋 茂喜
同	市石堂町四番一九号
同	久保田 誠剛
同	市町北町大字中沢字平沢二八番地
同	高木 政日子
同	市一箕町大字八幡字墓料五七番地
同	本田 武史
同	市一箕町大字八幡字墓料五七番地
同	河沼郡湯川村大字椋町字高橋甲四六八番地
同	浅沼 勝
同	同 郡同 村大字箕川字上本町甲一〇番地
同	会津若松市神指町東城戸三六二番地
同	鈴木 茂
同	市高野町大字界沢字界沢一〇五番地
同	監事
同	古川 洋昭
同	市高野町大字中沼字鶴沼二八六番地
同	渡部 恒信
同	市河東町八田字桜石三三番地
同	大堀 幸平
同	市一箕町大字金堀字古道七九番地

(農村計画課)

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、白河市から県南都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年四月二十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

総括図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県病院局

**公告第9号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
アンギオ室医療機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院事務局総務課 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年2月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
219,975,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当  
(事務局総務課)

**公告第10号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
画像診断装置① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院事務局総務課 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年2月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
- 5 随意契約に係る契約金額  
37,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当  
(事務局総務課)

**公告第11号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
画像診断装置② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院事務局総務課 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

- 平成25年2月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
コセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町2番26号
  - 5 随意契約に係る契約金額  
255,150,000円
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当  
（事務局総務課）

**公告第12号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
画像診断装置③ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院事務局総務課 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年2月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
135,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当  
（事務局総務課）

**公告第13号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
薬剤部医療機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院事務局総務課 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年2月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社ジオット 福島県郡山市桑野五丁目14番6号
- 5 随意契約に係る契約金額  
86,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当  
（事務局総務課）

**公告第14号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
手術室医療機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院事務局総務課 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年2月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
91,875,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当  
(事務局総務課)

**公告第15号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成25年4月26日

福島県立会津総合病院長 鈴木 啓 二

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
中央材料室医療機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院事務局総務課 福島県会津若松市城前10番75号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成25年2月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
サンセイ医機株式会社 福島県郡山市昭和二丁目11番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
81,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号該当  
(事務局総務課)

福島県教育委員会

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月二十六日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十五年福島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

（職員課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、平成二十五年四月二日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない政治団体となった。

平成二十五年四月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党福島県支部 連合会土地改良支部	渡辺 一成	千葉 英一	福島市上町六一二五土地連上 町ビル2F

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
明日の喜多方を考える会	五十嵐 俊一郎	仮名 良治	喜多方市山都町蓬萊字沢田八〇〇
阿部儀平後援会	菅野 市郎	丹治 宏一	福島市山口字茶畑二七
阿部光正後援会	渡部 紀夫	渡部 和幸	会津若松市湊町大字静瀉字切ノ草一七三一一
五十嵐政人後援会	二瓶 正雄	二瓶 譲	大沼郡三島町大字大谷字中際一九〇二
井関庄一後援会	岩渕 清幸	星 義勝	河沼郡柳津町大字小椿字家ノ前乙七一〇
岩井孝治後援会	草野 昭男	内山 直良	いわき市桜ヶ丘二二二二
遠藤雄幸後援会	堀本 雄一郎	三瓶 保彦	双葉郡川内村大字上川内字中里二五一
えんどう陽子後援会	関 友幸	渡辺 広志	いわき市内郷御厩町四一二
大内康司後援会	鈴木 健夫	高橋 勝則	須賀川市前田川字後上の台二〇
大寺正晃後援会	大寺 正晃	鈴木 孝	須賀川市館取町一五八
おおとも康夫後援会	鈴木 竜暢	永山 秀樹	いわき市泉町滝尻字定の田二〇八一四
大沼仁後援会	大沼 仁	大沼 イサベリータ	河沼郡会津坂下町大字青津字馬喰丁一七六
			南会津郡南会津町田島字中町

大桃英樹後援会	岡部英夫後援会	長田守弘後援会	小野敏文後援会	川田昌成後援会	菅野與志昭後援会	木村六朗後援会	桐生伝一後援会	郡山産業研究会	こどもたちの命を救う会	こんの長人後援会	こんの長人地方自治研究会	さいとう健吉後援会	齋藤文英後援会	齋藤まさおみ後援会	齋藤正志後援会
大桃 英樹	岡部 英夫	大泉 清	小野 政衛	熊田 永平	佐藤 四郎	八代 有一	安藤 功	佐竹 伸一	長谷沼 邦彦	遠藤 一	紺野 長人	齊藤 健吉	江川 誠	齋藤 正臣	齋藤 正志
大桃 英樹	緑河 政洋	鈴木 常一	小野 ツギ子	川田 孝徳	高橋 正夫	榎田 一之	遠藤 正史	大橋 英一	長谷沼 邦彦	船山 俊雄	船山 俊雄	齊藤 千代子	風間 光雄	齋藤 ひさ子	齋藤 新一
三九九四一	西白河郡泉崎村大字関和久字瀬知房一八	岩瀬郡鏡石町中央九九	河沼郡湯川村大字三川字二城乙一八	須賀川市今泉字町内三〇四	伊達市箱崎字沼頭二	福島市宮下町一―二〇	須賀川市下小山田字中里五六	郡山市田村町金屋字新家四七	会津若松市住吉町一五―四六一四号	福島市大笹生字原三六	福島市大笹生字原三六	いわき市小名浜大原字下小滝一二五―一	河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五〇五	福島市栄町九―五栄町清水ビル2F	河沼郡柳津町大字飯谷字宮田

酒井光一郎後援会	佐久間勝後援会	佐々木慶子の会	佐藤昭大君を励ます会	佐藤一男後援会	佐藤たかし後援会	佐藤勉後援会	佐藤登後援会	三瓶ゆうじふれあい後援会	三瓶文博後援会	山友会	塩田和幸後援会	志賀毅後援会	
酒井 光一	渡辺 英夫	佐々木 慶子	大堀 茂	長瀬 昭昌	佐藤 孝	佐藤 勉	遠藤 直義	國分 暎之	三瓶 文博	山田 平四郎	熊谷 喜作	志賀 毅	
酒井 聡子	佐藤 俊夫	佐々木 昭宣	渡部 勝雄	佐藤 竹子	佐藤 礼子	佐藤 勉	渡辺 英雄	窪田 幸雄	大内 春幸	阿部 晃造	矢部 博司	志賀 優子	
甲二三三一	二本松市小浜字反町一〇	福島市野田町六一―二―二一	喜多方市塩川町三吉字利根川丙六八	双葉郡浪江町権現堂字上蔵役目四一―一	福島市飯坂町平野字前田二―二	会津若松市館脇町五―五佐藤道場	田村郡小野町湯沢字新田八二―四一	本宮市本宮下町一九―一二	田村郡三春町字中町一	郡山市田村町谷田川字町畑一―一三	須賀川市大字上小山田字南前四四	相馬郡飯館村蔵平字蔵平四九〇	

東條のや後援会	円谷てつじを育てる会	丹治仁志後援会	田中いつせい後援会	高橋健一後援会	そえた四郎後援会	せや京子後援会	青年自由党福島支部	政経塾	すぎき康広後援会	鈴木忠夫後援会	鈴木一弘後援会	健やか政経懇話会	菅波たけし後援会	須賀川栄友会
堀 龍一	嘉 斎 謙一	阿久津 肇	田中 一正	高橋 健一	矢吹 勝美	小湊 ミド	三浦 勝真	渡邊 裕	鈴木 康広	安田 洋吉	石橋 康夫	齊藤 健吉	小野 算久	近藤 準一
東條 直美	森 保明	古 関 恭造	荒川 正孝	高橋 健一	添田 文平	有賀 四郎	上杉 孝也	小沢 忠一	鈴木 康広	安田 長蔵	鈴木 元永	子 齊藤 千代	朗 松本 与史	萩原 幹也
七 いわき市植田町中央二一一	須賀川市加治町八一六	五 福島市渡利字七社宮一〇五一	南相馬市原町区下太田字松崎三五一二	福島市南沢又字道南一九一一	石川郡玉川村大字小高字向久保八〇一三	四 石川郡石川町中田字内出二六	二本松市小浜鳥居町二七一一三	一 一 南相馬市原町区橋本町三一一	福島市松川町字本町一〇八	須賀川市日向町三八	六 相馬市新沼字刈敷田二〇一五	一 二 五 一 六 いわき市小名浜大原字下小滝	いわき市平神谷作原前五	須賀川市上北町一五一

東政会	なかだ涼介後援会	西方まさお(正雄)後援会	ねぎし利宗後援会	早川てつお後援会	原田たてお後援会	半谷理孝政治工学研究会	ひだ義昭後援会	福嶋あずさ後援会	福島県の県政を育てる会	古川正浩後援会	古川正浩政治経済研究会	ふるさとを拓く会	豊友会	本田仁一後援会	
東條 乃也	安斎 栄孝	西方 正雄	石田 富夫	三宅 俊達	橘 豊	横田 定雄	降矢 通敦	福嶋 あず	鈴木 雄二	古川 清重	古川 正浩	園部 潔	二瓶 芳一	本田 仁一	
東条 直美	国分 捨男	西方 正雄	久田 忠栄	佐藤 弘美	阿部 照英	小林 丈一	橋本 守弘	佐藤 雅紀	幕田 勝利	柳田 尚一	橋本 訓夫	斉藤 伸夫	滝沢 哲也	遠藤 正弘	
七 いわき市植田町中央二一一	二本松市郭内一八〇	福島市野田町字清水尻二二一五	相馬市西山字西山一五〇一四	福島市春日町一六一二二	伊達市梁川町新田字東前五	田村市船引町門沢字山崎六七	郡山市静町一三一一三	いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前一四七一六〇	福島市南沢又字桜内三九一四	郡山市菜根一三三六	郡山市菜根一三三六	いわき市平十五町目二〇一一	河沼郡湯川村熊ノ目字居花一四一五	田村市常葉町西向字中九七一	石川郡浅川町大字山白石字中

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第八十条、第九十条第一項、第一百零一条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百二十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十五年四月二十六日

Table with 4 columns: Candidate Name, Party/Group, Name, Address. Includes candidates like 水野秀一, 村上かつよし, 村松えみこ, etc.

Table with 2 columns: Change Type (e.g., 変更前, 変更後), Date (平成二十五年四月一日).

福島県選挙管理委員会 委員長 菊地俊彦

正 誤

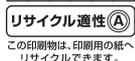
Table with 3 columns: Page, Section, Correction (e.g., ページ 段 行 正 誤).

○平成二十五年三月二十二日付け号外第二十号中（原稿誤り）

Table with 3 columns: Page, Section, Correction (e.g., 一 上 後ろか 在庭坂 町庭坂).

○平成二十五年三月二十六日付け号外第二十二号中

Table with 3 columns: Page, Section, Correction (e.g., 二 下 後ろか 2334 番地 2324 番地).



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 印刷所

福島県 株式会社 第一印刷

印刷